

令和7年度
高槻市 学童保育室
入室のご案内

民間学童保育室用

高槻市 子ども未来部 子ども育成課 学童保育チーム

令和7年度 民間学童保育室 入室申請要領

1 申請先

入室を希望する民間学童保育室

※ 子ども育成課窓口では民間学童保育室への入室申請受付は行いません。

※ 事前に直接事業者にお問い合わせし、事業の詳細を理解した上で申請を行ってください。

(開室日等公立とは異なる場合があります。)

2 申請期間

事業者により異なる ※各事業者にお問合せください。

3 申請について

下記のとおり書類を揃えた上で、申請を行ってください。(必要な書類は各事業者から入手するか、市ホームページ(後述学童保育申請用様式集)からダウンロードしてご用意ください。)

重要：年度毎に必ず入室申請審査手続きが必要です。

各書類については、後述の詳細を必ずご確認の上、不備のないようご用意ください。兄弟で申請する場合、入室要件確認書類は世帯につき1部で結構です。

(1)入室申請

「入室申請書(事業者宛)」及び「入室審査申請書(高槻市長宛)」【記入例参照】

必ずボールペンでご記入ください。(鉛筆・消えるボールペン不可)

(2)入室要件確認書類(①②いずれか該当する書類を提出)

《児童の保護者(単身赴任含む)及び同居者分》※令和7年度中の到達年齢が基準です。

◇ 20歳以上65歳未満(昭和36年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の方 **全員分必須**

① 就労の場合 … 「就労証明書」【記入例(ホームページ様式集にあり)を参照】

※ 令和7年度より、こども家庭庁から発出されました「標準的な様式」に準じる証明書に変更しました。

令和6年度までの「雇用証明書」「自営業状況書」は使用せず、必ず新しい様式にてご用意ください。

※ マイナポータル(ぴったりサービス)の就労証明書作成コーナーを利用して、就労証明書をご用意いただいても構いません。その場合、以下2点につきご注意ください。

・必ず社印・代表者印押印済のものをご用意ください。

・申請者の住所・氏名・電話番号・通勤手段及び時間を欄外に記入してください。

※自営業に従事している方は、事業主の確定申告書の控え(最新年度分)、個人事業の開業届

出書類等、事業を営んでいることを証明する書類を必ず添付してください。内職・業務委託その

他に従事しておられる方で、就労状況を自分自身で証明される方は、請負、委託の事実がわか

る書類を添付してください。添付がない場合、書類不備として申請書類一式を返却します。

- ② 就学・疾病等、就労以外の場合 … 「入室理由書」(保育できない状況を詳しく記入)
※「入室理由書」に加え、下記ア～ウの事実を証明する書類の添付が必要です。
ア. 保護者及び同居者の疾病・介護・看護の場合 ⇒ 医師の診断書 又は 障がい者手帳等
(児童の保育ができない状況がわかるもの)
イ. 父母の就学の場合 ⇒ i) 学生証のコピー又は在学証明書 ii) 時間割(i 及び ii 両方)
ウ. 父母以外の同居者の就学の場合 ⇒ 学生証のコピー 又は 在学証明書
(大学等進学予定の方は、入室申請書へ「進学予定」と記入し、4月に証明書等をご提出ください。)

※必ずご確認ください※

- ◆ 証明書は令和6年10月1日以降に取得してください。
申請時点で証明日から3か月以内のもののみ有効です。
(学生証コピーの場合は令和7年度が有効期限に含まれるものを提出してください。)
- ◆ 記入漏れ、印鑑漏れ、修正ペン等や担当者の個人印での訂正があるものは**受付できない場合があります**。記載内容に漏れがないか、訂正箇所には訂正印(社印または代表者印)が押印されているか等、**提出前にご自身で必ずご確認ください**。

4 入室許可

入室許可はそれぞれの事業者より保護者に通知します。

民間学童保育室への入室が待機となった場合で公立学童保育室への入室を希望される場合は、公立学童保育室の入室申請を別途子ども育成課に行ってください。

(公立学童保育室入室申請 一斉受付期間: 令和6年11月11日(月)～令和6年12月20日(金))

<各情報アクセス用二次元コード>

市内民間学童保育室
概要 (一覧)



民間学童保育室
入室のご案内



学童保育
申請用様式集



(裏面もご確認ください。)

〔概要〕

学童保育室は、保護者が就労又は疾病等の事由により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、児童に適切な保育を行いその健全な育成を図るための施設です。

対象児童 小学校1～6年生(民間学童保育室の場合)で、保護者の就労や疾病等の事由により放課後に適切な保育を必要とする児童。

※ 原則として、年間を通じて保育が必要な児童が対象です。

入室要件 児童の父母及び同居する者で20歳以上65歳未満(※)の方全員が、保育をできない状況にあること ※20歳以上65歳未満…昭和36年4月2日～平成18年4月1日生まれ

☆ 就労・就学の場合は下記①～③を全て満たす形で就労・就学していること

①概ね週4日以上 ②終了時間が14時以降であること ③1日(実働)4時間以上

☆ 疾病等が要件の保護者は、別途状況を証明する書類等が必要となります。

※ 保護者が求職中の場合は、入室できません。

※ 保護者が育児休業を取得中の場合は、入室できません。

上記要件を満たす形で就労している方が産前産後休暇をとられる場合、その間の受け入れは可能ですが、その後続けて育児休業の取得予定がある場合は、入室できません。

※ 学童保育室入室月に保護者が就労予定、契約更新予定、産後休暇または育児休業から復帰予定の場合は、申請可能です。入室月20日までに「雇用状況証明書」をご提出いただきますようお願いいたします。保育が必要な状況が確認できない場合は、月末で退室となります。

開室日 令和7年4月1日(火)～令和8年3月31日(火)

※ 休室日及び開室時間については保育室毎に異なりますのでご確認ください。

保育料 児童一人につき月額:6,000円(8月は12,000円)

※ その他諸費用が必要な場合があります。事業者にお問合せください。

《備考》

同時に申請(利用)できる学童保育室(民間・公立含め)は原則として1つです。

- ① 民間を第一希望、公立を第二希望の場合…民間の選考結果が出てから子ども育成課に公立の申請を行ってください。ただし、選考結果が公立の一斉受付期間(令和6年11月11日～同12月20日)に間に合わない場合は公立の申請を同時に行っていただいてもかまいません。(この場合、就労証明書等は公立申請用に別途ご用意ください。また、公立申請後民間の入室許可が出た場合は、速やかに子ども育成課へ公立辞退のご連絡をください。)
- ② 公立を第一希望、民間を第二希望の場合…原則として公立の選考結果が出てから民間への入室申請を行っていただくこととなります。詳細については各事業者にご相談ください。

複数の学童保育室から入室許可が出た場合は、利用を予定していない学童保育室へ必ず辞退の連絡をしてください。(当該保育室を待機している児童がいる可能性があります。)また、入室日または事業者の定める日までに辞退の連絡がない場合、在籍扱いとなり出席がなくても保育料がかかります。

[お問合せ先]

高槻市 子ども未来部 子ども育成課 学童保育チーム

(高槻市役所 総合センター7階)

TEL (072) 674 — 7656

FAX (072) 675 — 8648